

機関番号：3 2 5 2 1

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009～2010

課題番号：2 1 7 3 0 7 2 7

研究課題名(和文) 1979年度から1987年度間の海外日本人学校における障害児教育の歴史的研究

研究課題名(英文) Education for Children with Disabilities in Overseas Japanese Schools: A Historical Review from 1979 to 1987

研究代表者

那須野 三津子 (NASUNO MITSUKO)

東京成徳大学・子ども学部・准教授

研究者番号：00383464

研究成果の概要(和文): 本研究は、1979年度から1987年度までの日本人学校史を障害児教育の視点から再構築する上での基礎的資料を得るために、日本政府が障害児教育担当教員を派遣する以前に、学校独自に当該教員を採用し、日本人学校における当該教員配置の必要性を実証したシンガポール日本人学校に着目した。その結果、文献調査と、当時の経緯を知る関係者を対象とした聞き取り調査あるいは質問紙調査により、(1)同校での障害児教育着手の主な経緯、(2)学校側が対象児の就学希望に対応した背景にある日本人学校の特徴が明らかになった。

研究成果の概要(英文): In order to obtain primary reference material to facilitate a reexamination of the history of overseas Japanese schools from 1979 to 1987, focusing on education for children with disabilities, this study investigated the case of a Japanese school in Singapore where teachers of children with disabilities were recruited by the school outside of the normal teacher procurement channels provided by the Japanese government. The case is used to demonstrate the need for overseas Japanese schools to recruit these teachers autonomously. Results from reviewing the literature, interviews, and questionnaire surveys of the people involved documented the following two areas: (1) processes of how the school began education for children with disabilities, and (2) characteristics of this school that accommodated matriculation requests from children with disabilities.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：教育学 社会福祉関係 特別支援教育 インクルージョン 日本人学校

## 1. 研究開始当初の背景

1978年2月の第84国会衆議院予算委員会で、日本政府による在外教育支援と憲法との関連について、法の専門家である内閣法制局長官に答弁が求められた。この答弁の中で、少なくとも義務教育を安く受けることができるように手だてをとるということが憲法第26条の精神に沿うということは、「もう当然である」と述べられた。

この答弁の後、在外教育支援施策の中で最大規模の「在外教育施設派遣教員経費交付金制度」の設置が1978年3月の第84国会衆議院本会議で決議された。これにより、派遣教員の国内給与を全額国庫負担とする施策が実施された。

在外教育施設の中で最も高い割合で公的補助を受けている日本人学校の創立とその後の動向の分析については、既に研究が積み重ねられてきた。ただし、これらの研究は、日本人学校での障害児教育の展開過程を中心に分析したものではない。

1987年度までの日本人学校での障害児教育の実践は、1988年以降の国会（第113国会参議院文教委員会など）で唱えられた公的支援の必要性を裏付けるものであると考えられる。しかし、1987年度までの日本人学校の障害児教育実施の経緯を詳細に分析した先行研究は見当たらない。

この空白の時期の実践を明らかにすることは、日本人学校での障害児教育史の上で学術的な意義があるといえる。あわせて、日本人学校への公的補助の継続、すなわち日本人学校の教育条件の整備及び維持にとって、日本人学校が日本国憲法第26条の精神に基づいて教育機会を提供することは重要な課題である。

在外教育には、国際関係上の限界と制約が付きまとい、日本国内と同様の教育の展開過程をたどるとはいえない。工夫に富んだ萌芽期の実践は、今後の在外教育支援のあり方を考えるにあたっての基礎的な資料になると考えられる。さらには、似たような課題を抱える日本国内在住の障害のある外国人の教育のあり方に示唆を与える可能性がある。

## 2. 研究の目的

### (1) 研究目的

本研究は、1979年度から1987年度までの日本人学校史を障害児教育の視点から再構築する上での基礎的資料を得るために、当時最大規模の日本人学校、すなわち、シンガポール日本人学校を研究事例対象とし、障害児教育の萌芽の過程を明らかにすることを目的とした。

### (2) 研究課題

本研究の目的を達成するために、次の3つの研究課題を設定した。

第一の課題：1980年度当初に入学保留となった児童が、通学生となった経緯を解明すること

第二の課題：1984年度末に障害のある聴講生が、初めて正規の就学生になった経緯を解明すること

第三の課題：小学部で障害児教育担当教員1名が採用された経緯を解明すること

## 3. 研究の方法

### (1) 分析の観点

前述の研究課題を解明するために、障害児教育の視点から施設・学校史研究を行った先行研究（津曲, 1981；津曲・金子, 1974）の枠組みを参考に、八つの観点を定めた。

#### 教育目的

#### 児童生徒

（就学対象者、人数、学級編成、障害の種類と程度等）

#### 施設設備等

（校舎等）

#### 教職員

（雇用形態、人数、障害児教育担当の校内での位置づけ等）

#### 指導方法

（学期・休業日、教育課程等）

#### 経営・財政

（学校運営委員会、学校の重点課題、校内研究、財源等）

#### 地域・社会

（現地国との関係、日本国内との関係等）

#### 日課

### 参考文献：

- 津曲裕次（1981）精神薄弱者施設史論．誠信書房．  
津曲裕次・金子喜美子（1974）滝乃川学園の歴史：精神薄弱者施設史研究序説．社会事業史研究，2，15-50．

### (2) 分析資料

本研究では、先に述べた分析の観点より、分析の対象となる資料を選定した。あわせて、本研究では、当時の経緯を知る関係者が生存している点から、資料の有無を尋ねるだけでなく、当時の様子について聞き取り調査を実施し、その結果を補足資料として紙面にした。この補足資料の扱いについては、単独の結果で結論を出すのではなく、既存の資料並びに他の聞き取り調査の結果と照合して分

析を行った。ただし、結果の照合で確認事項が生じた場合には、個別の調査票を作成し、関係者へ郵送あるいはメール、手紙、電話をし問い合わせた。

### (3) 用語と表記

本研究では分析資料に多くみられた用語(「障害児教育」等)を基本的に用いた。研究対象校に関する「障害のある子ども」は、当該校で障害児教育対象となった子どもに限定した。

また、本研究での障害児教育担当教員とは、日本国内の特殊学級(現、特別支援学級)担任教員と、通級による指導(制度化以前の時期を含む)の担当教員に相当する教員と定義した。したがって、この障害児教育担当教員には管理職並びに通常学級担任教員、通常学級の教科を主に担当する教員は含まれない。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果など

本研究の対象校であるシンガポール日本人学校の障害児教育の萌芽の過程を明らかにするために設定した第一と第二の研究課題については、主に次の2点、(1)同校で障害児教育着手の契機となった児童の入学希望が出された経緯、(2)この入学希望に同校が対応した経緯を検討し、その成果の一部を公開した。その内容は、次のようにまとめられる。

同校での障害児教育着手の経緯には、対象児の学齢始期と日本国内での全員就学の動向という個人的・社会的要因の一致がみられた。加えて、きょうだいの就学や学校が特別な支援を必要とする児童の入学を想定していなかった等の偶然的な要素もあった。

保護者の付き添いによって対象児の通学が実施されると、障害児教育/指導経験のある教員配偶者が同校で対象児を支援する奉仕的活動に従事し、後に障害児教育/指導経験のないボランティアも支援者として加わるようになった。本児の他にも、障害のある子どもの入学希望が出され、この希望に私立学校である日本人学校が対応するようになった。その背景には、校長をはじめとした日本国内で公務員の身分を有す教員が、日本国内法で定められる教員数の約8割を目安に、日本政府によって日本人学校に派遣されるという仕組みがあった。

1982年度には、同校で保護者やボランティアによる奉仕的活動が認められ、学籍付与のない聴講生という形で障害のある子どもの通学が受け入れられていた。後に聴講生へ学籍が付与されるという変化がみられたものの、障害のある子どもの入学希望が1980年度に出されてから、障害児教育担当教員の採用までには7年以上が経過していた。

限られた財源と資源の中で模索されてきた日本人学校での障害児教育の実践が、どのようにして教員配置にまで結び付いたのか、すなわち、本研究の第三の課題については、第一・第二の課題で解明された成果と重複する部分もあるが、現在得られた成果を学術雑誌に投稿中である。

### (2) 本研究の制約

本研究の制約として、研究対象校が1校に限られていたことを指摘しておかなければならない。対象校が1校に限られるということは、本研究の結果を一般化することを困難にするものである。

しかし、1980年代の派遣教員による実践記録集(東京学芸大学海外子女教育センター「在外教育施設における指導実践記録」)をみると、障害児教育担当教員を配置した学校は1校あり、それは1987年度に当該教員1名(1987-1992年度勤務)を採用したシンガポール日本人学校であった。この事実が一般に公開される前述の実践記録集に掲載されたことは、1990年代以降の日本人学校関係者に前例を示すものであったと捉えられる。この影響を考慮すれば、シンガポール日本人学校における最初の障害児教育担当教員の採用経緯は、1990年代以降の日本人学校を事例校に特定し障害児教育担当教員の採用を実現させた要因を解明する上での検討課題でもあると考えられる。

### (3) 今後の展望

本研究では、対象校での障害児教育担当教員の採用に至るまでの社会的背景を、受け入れ国の教育制度ならびに在留邦人の特徴、全日本人学校に共通する教員確保に対する公的補助制度を障害児教育との関わりで分析した。さらに、対象校の障害児教育条件と学校運営全般に関わる教育条件を明らかにしたことは、今後の展望として、他の日本人学校との比較検討を容易にした点で意義があると考えられる。

義務教育段階の海外の子どもは、年々増加傾向にあり、多くの日本人がその子どもを外国に帯同する中、近年では、受け入れ国の教育環境に関する情報がインターネット等を通じて比較的得やすくなっている。従来であれば情報がなく我が子の帯同を控えていた保護者にとって、子どもを帯同しやすい状況に変化しつつあるといえる。

その一方で、2006年の国会(第165国会衆議院厚生労働委員会)で、文部科学省は、「すべての発達障害のある児童生徒さんに対して教員数の確保ができていないというのが現状」と説明している。つまり、日本人学校へ障害児教育担当教員が派遣されているものの、その人数は実際には不足し

ている。

人的条件が整備されないために障害のある子どもを受け入れられないという意見は、1990年代以降になされた全日本人学校を対象とした実態調査によって繰り返し明らかにされてきた。ただし、これらの調査では、現在受け入れている子どもに対する障害児教育の実態を明らかにすることに主眼が置かれ、入学制限の理由と人的条件整備の関係を直接尋ねた質問項目は見当たらなかった。それでもなお、質問紙調査の自由記述の回答や、障害児教育を実施している学校での実地調査報告において、入学制限の理由として障害児教育担当教員派遣の不足が指摘されたことを考慮すれば、現場においてはこの状況の改善に取り組む必要性が認識されていたと推察される。

障害児教育担当教員の派遣は1990年代以降に実施されたものの、前述のとおり近年においてもその人数の不足が報告されている。この現状を踏まえれば、障害児教育担当教員が派遣されない中で当該教員の採用を実現させた要因を明らかにすることは、現在の日本人学校においても究明すべき重要な課題であるといえる。したがって、今後の展望として、今日的な研究の意義を踏まえつつ、本研究で得られた成果をさらに公開していく必要があると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

那須野三津子、1980年代初頭の日本人学校における障害児教育着手に関する研究：日本国内の全員就学の動向と受け入れ国の日本人コミュニティとの接点、運動障害教育・福祉研究、査読無、Vol.10、2010、97-106

[学会発表](計 3 件)

那須野三津子、日本国内の教育機会確保の施策と在外教育支援施策との関連性：第80国会衆議院文教委員会文教行政の諸施策に関する小委員会での議論に焦点をあてて、日本特殊教育学会、2010年9月20日、長崎大学(長崎県)

那須野三津子、シンガポール共和国における障害児教育・福祉の変容について：国際的な障害者の権利擁護と政府の就学待機児数の公表、日本社会福祉学会、2010年10月10日、日本福祉大学(愛知県)

那須野三津子、海外日本人学校における「障害児教育」支援施策について II: 『障害児教育』担当派遣教員の加配に関する国

会での論議」の再検討、日本特殊教育学会第47回大会発表論文集、2009年9月20日、日本特殊教育学会(栃木県)

[図書](計 1 件)

那須野三津子、特別な支援を必要とする子どもの教育機会の問題：海外日本人学校を事例として、東京成徳大学子ども学部、2009、2-8

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

那須野 三津子 (NASUNO MITSUKO)  
東京成徳大学・子ども学部・准教授  
研究者番号：00383464

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：